

豊川市農業担い手育成総合支援協議会規約

平成21年9月30日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、豊川市農業担い手育成総合支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を豊川市諏訪一丁目1番地 豊川市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、担い手総合支援事業を実施することにより、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（以下「担い手」という。）の経営改善支援に取り組むとともに、望ましい農業構造の確立等に資することを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は、豊川市の区域とする。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げるものを行う。

- (1) 担い手育成支援に関すること。
- (2) 地域貢献担い手確保・育成支援に関すること。
- (3) 農業サービス事業体支援に関すること。
- (4) その他協議会において特に必要と認めること。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第6条 協議会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(届出)

第7条 会員は、その所属する組織の名称、所在地及び代表者の氏名に変更及び職名の変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 前項の役員は、第6条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

- (2) 前号において不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第10条 役員任期は、3年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がその任にあたる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第9条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
ただし、緊急を要する場合においては、2日前までにこれらの事項を会員に通知して総会を招集することができる。

(総会の議決方法等)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第19条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第21条 協議会業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第23条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものを持って組織する。
 - (1) 豊川市
 - (2) ひまわり農業協同組合
 - (3) 東三温室園芸農業協同組合
 - (4) 豊川市農業委員会
 - (5) 豊川市土地改良区
- 3 幹事会の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第22条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。

- (2) 総会の議決した事項に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては、総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等 (事務局)

第23条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、豊川市諏訪一丁目1番地（豊川市産業環境部農務課内）に事務局を置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、農務課長とする。
- 4 事務局長は、豊川市農業担い手育成総合支援協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(業務の執行)

第24条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第25条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計 (事業年度)

第26条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第27条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金、交付金
- (2) その他の収入

(経費の取扱い)

第28条 協議会の経費の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事業計画及び収支予算)

第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知。以下「設置要領」という。）等の規定の定める書類を愛知県知事に提出しなければならない。

第8章 協議会の規約の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)

第32条 この規約を変更する場合は、愛知県知事の承認を受けなければならない。

(協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費等相当額にあっては愛知県知事に返還するものとする。

第9章 雑則 (細則)

第34条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年9月30日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第10条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本協議会の設立初年度の会計年度については、第26条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成22年3月31日までとする。
(活動の範囲の特例)
- 5 この規約の施行の日から、豊川市と宝飯郡小坂井町が合併するまでの間における第4条の規定の適用については、同条中「豊川市」とあるのは、「豊川市及び宝飯郡小坂井町」と読み替えるものとする。
- 6 この規約は、平成22年5月19日から施行する。
- 7 この規約は、平成25年5月29日から施行する。
- 8 この規約は、令和元年5月27日から施行する。